

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 105 号)

令和8年1月5日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）について、施設種別が美容所とされているものの施設名及び施設所在地の一部（以下「本件情報」という。）について大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第2号ア該当を理由に非公開とした部分は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書公開請求

令和6年11月1日、審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対して「健康推進課が保有する監視台帳（健康増進法（受動喫煙対策）（令和6年10月1日以降のもの。）」の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年11月14日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）について、本件公開請求に係る特定の期間に作成された「監視台帳」を本件公文書として特定し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

令和7年3月11日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件公文書のうち、本件情報及び監視年月日のうち年及び月の公開を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報について、電話が不通であり、営業の実態がないことからすると、条例第7条第2号アに該当しない。
- 2 監視年月日のうち年及び月については、条例第7条第6号アに該当しない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報が条例第7条第2号アに該当することについて
 - (1) 本件情報は、当該法人又は当該個人の名誉、事業活動における競争上の地位等が損なわれるおそれがある情報であるので非公開とした。
 - (2) 審査請求人は、電話が不通であり、営業の実態がないことからすると、条例第7条第2号アに該当しないと主張するが、電話が不通であることのみをもって営業の実態がないとは言

えない。

(3) 健康増進法に基づく検査等の対象は、個人事業主であることも多いことから、施設名、施設所在地を公開することによって個人の名誉、事業活動における競争上の地位等が損なわれるおそれがある。

2 監視年月日のうち年及び月について

監視年月日のうち年及び月については、監視年月日まで公開することとして、これを争わない。

第6 当審査会の判断理由

1 本件公開請求について

本件公開請求は、審査請求人が、実施機関が保有する「監視台帳」の公開を求めるものである。

2 本件審査請求に係る争点について

まず、審査請求人が本件審査請求で公開を求めている監視年月日のうち年及び月については、監視年月日まで公開することとして、これを争わないと実施機関が判断していることから、本件審査請求においてはこれ以上の検討は要しない。

次に、本件審査請求で争点になるのは、本件情報である施設種別が美容所とされているものの施設名及び施設所在地の一部が公開できるかどうかである。この点、実施機関は、条例第7条第2号アに該当する等を主張し、一方、審査請求人は、電話が不通であり営業の実態がないことからすると条例第7条第2号アに該当しない旨を主張している。したがって、当審査会は、本件情報が条例第7条第2号アに該当するかについて、以下検討を行う。

3 条例第7条第2号ア該当性について

(1) 条例の規定と解釈について

条例第5条においては、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」と公文書公開請求権を何人にも認めている。条例第7条では、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と原則公開の基本的な考え方を示している。そして、条例第7条第2号では、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と定め、アにおいて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。この規定の解釈は、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性等を総合的に考慮して判断する必要があるということである。とりわけ、公開することによって、名誉・信用・社会的評価・社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報については、非公開情報とすべきであると解される。また、ここでいう「おそれ」については、抽象的な可能性ではなく、具体的な蓋然性が要求されると解するのが相当である。

(2) 本件への適用について

まず、電話が不通であり、営業の実態がないことからすると条例第7条第2号アに該当しないとの審査請求人の主張は、本件公文書の中の「帰庁後電話するも留守」なる記述に基づいてされているとも思料するところ、この電話が不通であることをもって当該事業所等が必ずしも営業実態がないとは限らないという実施機関の主張は首肯できるものである。

次に、実施機関が通報の事実を確認する方法は一般的には実施機関の判断に委ねられていることに照らせば、実施機関が、公文書公開請求に対して公開非公開の判断をするために、事業所等の営業の実態等を現地に赴いて調査した上で判断することまでは求められるものではない。

前述の2点と、健康増進法に基づく対応等を記録した監視台帳という公文書の性質を併せ考えると、本件情報を公開することによって、当該特定の事業所等に行政が受動喫煙対策等の指導等を実施したといったことが分かってしまうので、当該事業所等の権利、競争上の地位その他社会的評価や活動等を害するおそれについては、これを肯定できるから、この点においての実施機関の判断に不合理な点はない。

4 結論

以上のとおり、本件情報に条例第7条第2号アを適用し非公開としたことについては、違法又は不当な点はないので、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 4月10日	諮問書の受理
令和7年11月25日	審議
令和7年12月23日	審議
令和8年 1月 5日	答申